

砂川市訓令第10号

令和4年3月29日

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱(令和4年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「31日」を「令和5年1月31日」に改める。

第5条中「31日」を「令和5年1月31日」に改め、次のただし書を加える。

ただし、広告宣伝事業を実施した期間が令和4年3月31日までのものは、同日までとする。

附 則

この訓令は、令和4年3月29日から施行する。